

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巍 殿

平成26年1月14日

株式会社 ハナテン

中古車事業部部長 宮崎 公嘉

ご 回 答



拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平成25年12月11日付け貴法人のお申入れおよびご質問に対して、以下のとおり回答いたします。

第1. 本件条項の改訂の申入れについて

本件条項は、契約締結上の過失が認められる場合に損害賠償責任を追及しうることを定めたものです。

そのため、注文者が申込みを撤回した場合には、申込の撤回に至った事情を問わず、常に損害賠償責任を負ったり申込金を相殺されたりするわけではありません。

弊社の実際の運用としても、注文者の撤回に至った事情を考慮した運用をしております。

以上から、本件条項は注文者の義務を加重するものではなく、消費者契約法10条に抵触するものではないと存じます。(なお、貴法人の指摘する消費者契約法9条1号は、契約解除に伴う損害賠償額または違約金の金額を具体的に定めている場合に問題となる規定であるため、そもそも具体的な金額を定めていない本件条項について適用の余地はありません。)

しかしながら、お客様に誤解を与えないよう、本件条項を中販連の標準契約約款の「3. 申込の撤回」と同様の条文に改定することを検討いたします。

第2. 本件条項に関する質問について

1. 損害の範囲について

本件条項の損害の範囲は実損に限られ、逸失利益は含まれません。

2. 故意・過失の要否について

上述のとおり、本件条項は、契約締結上の過失責任を定めたものであることから、甲に生じた損害に対して、乙の故意又は過失は必要であると考えています。

3. 本件条項の運用について

弊社が、本件条項の適用に際し、損害として計上していた費目は、以下のものでです。

- ①お客様名義に登録するためにかかった費用（車庫証明申請費用、登録費用、登録にかかる陸送費）
- ②お客様から特別に注文された部品（エアロパーツ、ボディコーティング、ナビ、バックモニター等）の発注・取付作業に伴う費用

以上、貴法人におかれましては、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

敬具